

# 公示送達書

沼津市公告第53号

下記の送達すべき書類が本人の住（居）所不明のため（本人の住（居）所への送達が困難な事情にあるため）送達できませんので、当市財務部納税管理課に保管してありますから、ご連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）第18条の規定によりこの旨公示送達します。

令和8年5月25日

沼津市長 頼 重 秀 一

## 記

送達を受けるべき方の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備 考
湯山 直樹	差押調書（謄本） 1件	
湯山 直樹	配当計算書（謄本） 1件	

注意 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。